

議会運営委員会の概要

1 12月定例会追加提出案件の概要について

- ・総務部長から、資料「令和7年12月定例会追加提出案件」等により説明があり、了承された。

2 12月定例会定例会日程の変更（案）について

- ・議事調査課長から、資料「令和7年山形県議会12月定例会追日程（変更案）」により説明があり、了承された。

3 議事日程第4号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により、12月15日の議事日程の説明があり、了承された。

4 山形県議会定数等検討委員会の検討結果報告書について

- ・田澤議長から、山形県議会定数等検討委員会の船山委員長及び阿部（ひ）副委員長より検討結果報告書の提出があり、また、船山委員長から19日の本会議で委員長報告を行いたい旨の申出があった旨報告があり、申出のとおり委員長報告を行うことが了承された。

5 その他

（1）執行部からの報告事項

①警察職員に対する懲戒処分について

- ・警察本部長から、資料「警察職員に対する懲戒処分について」により説明があった。

6 次回議運開催日時

- ・12月19日（金）午前10時と決定された。

7 本日の開議時刻

- ・議会運営委員会終了後、直ちにと決定された。

議会運営委員会協議事項

令和7年12月15日（月）

午前 10 時

- 1 12月定例会追加提出案件の概要について
- 2 12月定例会日程の変更（案）について
- 3 議事日程第4号について
- 4 山形県議会定数等検討委員会の検討結果報告書について
- 5 その他
- 6 次回議運開催日時
12月19日（金）午前10時
- 7 本日の開議時刻

(令和7年12月15日議会運営委員会資料)

令和7年12月定例会追加提出案件

予 算 案 件 4 件

- 令和7年度山形県一般会計補正予算（第6号）

 補 正 総 額 5 9, 743 百万円

 補正後累計 7 49, 137 百万円

- 令和7年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

- 令和7年度山形県電気事業会計補正予算（第3号）

- 令和7年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

令和7年度12月補正予算案（追加提案分）の概要

令和7年12月15日

県民・事業者に対する物価高騰対策、防災・減災、国土強靭化等の緊急対策

一般会計 令和7年度12月補正（追加）予算額 59,743百万円（令和7年度12月補正後累計予算額 749,137百万円）

※事業の円滑な執行と発注・施工時期の平準化を図るため、繰越明許費を設定（55,417百万円）

◎…物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業	◇…その他国庫補助事業	新…新規事業	補正額
1 物価高騰の影響を受ける生活者・事業者への支援			7,260 百万円
(1) 生活者			1,796 百万円
◎ 一般家庭等におけるLPGガス料金の負担軽減への支援（2,000円×利用世帯）			579 百万円
◎ 低所得世帯への冬季の灯油購入費等の臨時の支援 （現行制度1世帯当たり5,000円（県2,500円+市町村2,500円）に、物価高騰への臨時の支援として、2,500円（県10/10）を上乗せ）			188 百万円
◎ 市町村が取り組む地域経済活性化に資するプレミアム商品券等発行事業への支援（各市町村：1,000円×人口）			1,030 百万円
(2) 事業者			5,464 百万円
【学校施設】			
◎ 私立高校等の物価高騰への支援（生徒数×2,100円）			21 百万円
新 ◎ 私立大学・短期大学の物価高騰への支援（学生数×3,000円）			9 百万円
【医療機関・社会福祉施設】			
◎ 医療機関の物価高騰への支援（病院、有床診療所、無床診療所・歯科診療所・助産所・保険薬局・施術所・歯科技工所） （病院：16千円/床、病院（特別高压）：25千円/床、有床診療所：各50千円+13千円/床、無床診療所・歯科診療所・助産所・保険薬局・施術所・歯科技工所：各50千円）			366 百万円
◎ 社会福祉施設の物価高騰への支援（高齢者施設、障がい者施設、救護施設及び児童養護施設等） 〔・高齢者施設、障がい者施設、救護施設及び児童養護施設等の入所系（定員30人以上）：定員×14千円 ・上記以外：施設類型に応じて定額（35～420千円）〕			661 百万円
新 ◇ 医療機関の賃上げ・物価上昇への支援（有床診療所、無床診療所・歯科診療所、保険薬局、訪問看護ステーション）※「病院」は国から直接支援 （有床診療所：85千円/床、無床診療所・歯科診療所：各320千円、保険薬局：120～230千円、訪問看護ステーション：228千円）			547 百万円
新 ◇ 介護職員等の処遇改善への支援（介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所） （介護サービス事業所：60～114千円/人、障害福祉サービス事業所：60千円/人）※令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額			2,271 百万円
新 ◇ 介護施設等の食料品購入費等への支援（入所系介護施設：定員×12千円）			226 百万円
【中小企業等】			
◎ 特別高压で受電している中小企業等の電気料金高騰への支援（2.3円/kWh（R8.1～2月使用分）+0.8円/kWh（R8.3月使用分）、上限9,000千円）			23 百万円
◎ 酒蔵が用いる原料米価格高騰への支援（R7における県産酒造好適米購入価格上昇分の1/2）※令和7年度6月補正措置分を除いた額）			178 百万円
新 ◎ 食品製造事業者が用いる県産加工用米価格高騰への支援（R7における県産加工用米価格上昇分の1/2）			170 百万円
新 ◎ 「2026年に行くべき世界の旅行先25選」選出を契機としたインバウンド拡大に向けた情報発信の強化			14 百万円
【農林水産業】			
◎ 施設園芸農業者の燃油価格高騰への支援（R7.10～R8.3月における燃油平均価格と基準価格（過去7年中5年平均価格）との差額の1/2）			93 百万円
◎ 物価高騰等の影響で更新が進まないスピードプレーヤ導入への支援			121 百万円
◎ 畜産農家の飼料価格高騰への支援 （令和7年度第2四半期から第4四半期（R7.7～R8.3月）の配合飼料価格上昇分と配合飼料価格安定制度等の補てん金との差額の1/2（上限3,500円/t））			714 百万円
◎ 漁業者の燃油価格高騰への支援（政府の漁業経営セーフティーネット補てん金のうちの漁業者積立金相当分（補助率10/10、R7.10～R8.3月発動分））			3 百万円
◎ 漁業者の資材価格高騰への支援（漁業用資材（魚箱、氷、魚網等）の価格上昇分（補助率10/10、R7.10～R8.3月購入分））			17 百万円
◎ 水産物大型冷蔵庫・製氷工場の電気料金高騰への支援（R7.10～R8.3月における電気代上昇分の1/2）			2 百万円
◎ 放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者の飼料価格・電気料金高騰への支援（R7.10～R8.3月における飼料代・電気代上昇分の1/2）			5 百万円
◎ きのこ生産施設の光熱費上昇への支援（R7.10～R8.3月における光熱費上昇分の1/2）			20 百万円

2 防災・減災、国土強靭化の推進（公共事業）	52,483 百万円
(1) 土木公共事業	34,257 百万円
◇ 道路（橋りょう等の長寿命化対策、地域間の交流・連携強化のための道路改良、通学路の安全確保を図るための歩道整備等）	18,364 百万円
◇ 河川（最上川水系流域治水プロジェクト等に基づく河川整備、ダム管理設備の更新等）	10,875 百万円
◇ 砂防（土砂災害防止のための砂防えん堤や地すべり防止施設の整備等）	3,248 百万円
◇ 都市計画（道路交通環境・防災機能向上のための街路整備等）	856 百万円
◇ 港湾（港湾内の護岸・岸壁・臨港道路等の長寿命化対策や防波堤の整備等）	501 百万円
◇ 住宅（県営住宅の長寿命化対策）	415 百万円
(2) 農林公共事業	18,194 百万円
◇ 耕地（生産効率の向上を図るための区画整理・用排水施設整備、防災減災対策の強化に資するため池整備等）	15,829 百万円
◇ 林務（木材安定供給のための林道整備、土砂流出に備えた治山工事等）	1,838 百万円
◇ 水産（漁港における防波堤の改良、航路の浚渫等）	527 百万円
(3) 国直轄事業費負担金（農業水利）	31 百万円

合 計（財源：分担金・負担金 2,712百万円、国庫支出金 34,436百万円、県債 22,591百万円、地方交付税 4百万円）

59,743 百万円

※ 表示単位未満四捨五入のため、項目ごとの小計及び合計において一致しない場合がある。

令和七年山形県議会十一月定例会日程（変更案）

十八日間

会議順序表

[議事日程第4号]

令和7年12月15日(月)

	会議・議事順序	採決方法									
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第4号、その他)										
2	<開議> ○ 諸般の報告 (追加議案等の送付)										
3	○ 予算特別委員会の報告について										
4	○ 議案上程 (議第150号から議第193号までの44件) ○ 採決 議第193号 山形県公害審査会委員の任命について ○ 常任委員会付託 (議第150号から議第192号までの43件)	簡易									
5	○ 議案上程 (議第194号から議第197号までの4件) ○ 知事説明 ○ 常任委員会付託 (議第194号から議第197号までの4件)										
6	○ 請願上程・常任委員会付託 <散会>										
7	○ 本会議終了後の日程	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">時刻</th> <th style="text-align: center;">委員会等</th> <th style="text-align: center;">会場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">本会議終了後</td> <td style="text-align: center;">議案説明会</td> <td style="text-align: center;">予算特別委員会室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">議案説明会終了後</td> <td style="text-align: center;">各常任委員会における意見調整</td> <td style="text-align: center;">各委員会室</td> </tr> </tbody> </table>	時刻	委員会等	会場	本会議終了後	議案説明会	予算特別委員会室	議案説明会終了後	各常任委員会における意見調整	各委員会室
時刻	委員会等	会場									
本会議終了後	議案説明会	予算特別委員会室									
議案説明会終了後	各常任委員会における意見調整	各委員会室									

議　　事　　日　　程　（第4号）

令和7年12月15日（月）午前10時開議

- 第 1 予算特別委員会の報告について
- 第 2 議第150号 令和7年度山形県一般会計補正予算（第5号）
- 第 3 議第151号 令和7年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議第152号 令和7年度山形県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議第153号 令和7年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議第154号 令和7年度山形県土地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議第155号 令和7年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議第156号 令和7年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 9 議第157号 令和7年度山形県電気事業会計補正予算（第2号）
- 第 10 議第158号 令和7年度山形県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 11 議第159号 令和7年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）
- 第 12 議第160号 令和7年度山形県病院事業会計補正予算（第2号）
- 第 13 議第161号 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 14 議第162号 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 15 議第163号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 16 議第164号 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 17 議第165号 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 18 議第166号 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 19 議第167号 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 議第168号 山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 21 議第169号 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 22 議第170号 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 23 議第171号 山形県県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 24 議第172号 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 25 議第173号 都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について
- 第 26 議第174号 下水道事業（単独）に要する費用の一部負担について
- 第 27 議第175号 道路事業（単独）に要する費用の一部負担について
- 第 28 議第176号 急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部負担について
- 第 29 議第177号 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋桁製作架設工事請負契約の一部変更について
- 第 30 議第178号 主要地方道新庄次年子村山線道路施設長寿命化対策事業堀内橋桁製作架設工事請負契約の一部変更について
- 第 31 議第179号 ダム整備事業木地山ダム放流設備更新工事請負契約の一部変更について

- 第 32 議第180号 山形県立上山高等養護学校校舎改築（建築）工事請負契約の締結について
第 33 議第181号 交通事故に基づき生じた損害賠償の和解について
第 34 議第182号 当せん金付証票の発売について
第 35 議第183号 山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）の指定管理者の指定について
第 36 議第184号 山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について
第 37 議第185号 山形県遊学の森の指定管理者の指定について
第 38 議第186号 最上川ふるさと総合公園の指定管理者の指定について
第 39 議第187号 庄内空港緩衝緑地の指定管理者の指定について
第 40 議第188号 マリンパーク鼠ヶ関の指定管理者の指定について
第 41 議第189号 県民ゴルフ場の指定管理者の指定について
第 42 議第190号 公立大学法人東北公益文科大学に係る重要な財産について
第 43 議第191号 公立大学法人東北公益文科大学が達成すべき業務運営に関する目標を定める
ことについて
第 44 議第192号 令和7年度山形県一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について
第 45 議第193号 山形県公害審査会委員の任命について
第 46 議第194号 令和7年度山形県一般会計補正予算（第6号）
第 47 議第195号 令和7年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第3号）
第 48 議第196号 令和7年度山形県電気事業会計補正予算（第3号）
第 49 議第197号 令和7年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）
第 50 請願

常 任 委 員 会 付 託 表

(令和7年12月定例会)

委員会名	件	名
総務	議第150号 1 3 議第161号 議第162号 議第163号 議第164号 議第165号 議第182号 議第190号 議第191号 議第192号 議第194号 1 2 3	令和7年度山形県一般会計補正予算（第5号）中 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳入全部、歳出 第1款議会費、第2款総務費ただし第2項の一部を除く、第4款衛生費第1項の一部及び第2項の一部、第6款農林水産業費第1項の一部、第10款教育費第1項の一部 第3条第3表 債務負担行為補正 1追加中 県職員等の旅費支給処理に係る労働者派遣契約及び山形県物品電子調達システム改修業務委託契約 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例の設定について 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について中 第2条第1項第431号の5及び附則中施行期日の該当部分 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について 当せん金付証票の発売について 公立大学法人東北公益文科大学に係る重要な財産について 公立大学法人東北公益文科大学が達成すべき業務運営に関する目標を定めることについて 令和7年度山形県一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について 令和7年度山形県一般会計補正予算（第6号）中 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳入全部、歳出 第7款商工費第2項の一部、第10款教育費 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第7款商工費第2項の一部 第3条第3表 地方債補正
文教公安	議第150号 1 議第172号 議第180号	令和7年度山形県一般会計補正予算（第5号）中 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第9款警察費、第10款教育費ただし第1項の一部、第6項及び第7項の一部を除く 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例等の一部を改正する条例の設定について 山形県立上山高等養護学校校舎改築（建築）工事請負契約の締結について
厚生環境	議第150号 1 議第151号	令和7年度山形県一般会計補正予算（第5号）中 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第3款民生費、第4款衛生費ただし第1項の一部及び第2項の一部を除く、第6款農林水産業費第4項の一部 令和7年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

	議第152号 議第160号 議第166号 議第167号 議第168号 議第169号 議第194号 1 2	令和7年度山形県国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 令和7年度山形県病院事業会計補正予算（第2号） 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について 令和7年度山形県一般会計補正予算（第6号）中 第1条第1表 帳入歳出予算補正中 帳出 第3款民生費、第4款衛生費 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第3款民生費
農林水産	議第150号 1 議第181号 議第185号 議第194号 1 2	令和7年度山形県一般会計補正予算（第5号）中 第1条第1表 帳入歳出予算補正中 帳出 第6款農林水產業費ただし第1項の一部及び第4項の一部を除く、第10款教育費第6項、第11款災害復旧費 交通事故に基づき生じた損害賠償の和解について 山形県遊学の森の指定管理者の指定について 令和7年度山形県一般会計補正予算（第6号）中 第1条第1表 帳入歳出予算補正中 帳出 第6款農林水產業費 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第6款農林水產業費
商工労働 觀光	議第150号 1 2 議第153号 議第154号 議第183号 議第184号 議第194号 1 2	令和7年度山形県一般会計補正予算（第5号）中 第1条第1表 帳入歳出予算補正中 帳出 第2款総務費第2項の一部、第5款労働費、第7款商工費、第10款教育費第1項の一部及び第7項の一部 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第5款労働費 令和7年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号） 令和7年度山形県土地取得事業特別会計補正予算（第1号） 山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）の指定管理者の指定について 山形県体育馆及び山形県武道館の指定管理者の指定について 令和7年度山形県一般会計補正予算（第6号）中 第1条第1表 帳入歳出予算補正中 帳出 第7款商工費ただし第2項の一部を除く 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第7款商工費ただし第2項の一部を除く
建設	議第150号 1 2 3 議第155号 議第156号	令和7年度山形県一般会計補正予算（第5号）中 第1条第1表 帳入歳出予算補正中 帳出 第8款土木費 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第8款土木費 2変更 第3条第3表 債務負担行為補正 1追加中 県営住宅管理システム再構築業務委託契約から空港整備事業まで 令和7年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号） 令和7年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

議第157号	令和7年度山形県電気事業会計補正予算（第2号）
議第158号	令和7年度山形県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
議第159号	令和7年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）
議第163号	山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について中 第2条第1項第384号の2、第384号の2の2及び附則中施行期日の該当部分
議第170号	山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議第171号	山形県県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議第173号	都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について
議第174号	下水道事業（単独）に要する費用の一部負担について
議第175号	道路事業（単独）に要する費用の一部負担について
議第176号	急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部負担について
議第177号	一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋桁製作架設工事請負契約の一部変更について
議第178号	主要地方道新庄次年子村山線道路施設長寿命化対策事業堀内橋桁製作架設工事請負契約の一部変更について
議第179号	ダム整備事業木地山ダム放流設備更新工事請負契約の一部変更について
議第186号	最上川ふるさと総合公園の指定管理者の指定について
議第187号	庄内空港緩衝緑地の指定管理者の指定について
議第188号	マリンパーク鼠ヶ関の指定管理者の指定について
議第189号	県民ゴルフ場の指定管理者の指定について
議第194号	令和7年度山形県一般会計補正予算（第6号）中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第8款土木費 2 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第8款土木費 2変更
議第195号	令和7年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第3号）
議第196号	令和7年度山形県電気事業会計補正予算（第3号）
議第197号	令和7年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

請　願　上　程　一　覧　表

令和7年12月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件　　名	提　出　者	紹介議員	審査結果	措置
請願	32	7.12.1	総務	飛島の特定有人国境離島地域への追加指定を求める意見書の提出について	酒田市飛島字中村甲283番地 酒田市飛島コミュニティ振興会 会長 本間 俊明	石塚、佐藤（正）、 相田（光）、遠藤（和）、 柴田、小松、伊藤（重）、 森田		
〃	33	7.12.2	厚生環境	国に対し「OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書」の提出を求める請願	山形市松山三丁目14番60号 新日本婦人の会山形県本部 会長 奥山 一恵	石川（渉）、関		
〃	34	7.12.2	厚生環境	「ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書について」の請願	山形市旅籠町1-9-19 かたばみの会 代表 田中 美枝子	松井、伊藤（香）、柴田、 小松、吉村、木村、奥山、 伊藤（重）、森田		
〃	35	7.12.2	厚生環境	山形県におけるひきこもり支援の制度拡充及び充実を求める請願	山形市旅籠町1-9-19 かたばみの会 代表 田中 美枝子	松井、伊藤（香）、柴田、 小松、吉村、木村、奥山、 伊藤（重）、森田		

付託委員会	件　数	審　查　結　果			
		採　択	不採択	継続審査	撤　回
総　務	1				
厚　生　環　境	3				
計	4				

次期一般選挙に向けた定数等に係る検討結果報告書

令和7年12月
山形県議会定数等検討委員会

■ 基本的原則

1. 議員一人当たりの人口の格差は、議員の地域代表としての性格も考慮し、判例や関係法令との整合性を図る。
2. 県内人口が減少している中、総定数は増やさない。
3. 配当基数が1を下回る場合は、過去の合区の状況も踏まえつつ、合区を検討する。

■ 検討結果

1 総定数は現行どおり（43人）

- これまでの削減実績に加え、今後も人口減少が見込まれる一方、行政課題が複雑化・多様化する中、県議会が果たすべき役割や機能の維持の観点から、定数維持が適当

2 選挙区は現行どおり（17選挙区）

（配当基数が1を下回る選挙区） ※村山市選挙区、尾花沢市・北村山郡選挙区、東村山郡選挙区

- 県推計人口（R7.10）による試算でも、配当基数は、強制合区の対象となる0.5まで依然開きがあること等を踏まえると、現時点での合区は時期尚早

（新庄市選挙区・最上郡選挙区）

- ①合区した場合、選挙区面積・選挙区内の市町村数が最大となり、定数減と相まって、地域の声が県政に届きにくくなること、②最上郡選挙区は小規模自治体が多く、大規模災害時の支援など、県と町村のつなぎ役として県議会議員が果たす役割が重要なことを踏まえると、最上地域の選挙区は現行のままが望ましい

3 選挙区別定数は現行どおり

（新庄市選挙区・最上郡選挙区）

- ①上記2の状況下で1人区となった場合、地域の多様な声が県政に届きにくくなるとして、地域の有権者に不安を与えかねないこと、②県内4地域の均衡ある発展を図っていく必要があることを踏まえると、地域として一定の議員数を確保することが必要

（山形市選挙区・天童市選挙区）

- 両選挙区とも、人口が減少する中で定数を増やすことには慎重を期す必要
- ⇒ 以上を踏まえたうえで、県土全体のバランスをとりながら、地域の多様な声を県政に反映していくよう、現行の選挙区別定数を維持することが適当

4 次期検討委員会への申し送り事項

①基本的原則の継続

②選挙区及び選挙区別定数の検討にあたっての留意事項

- 今後も都市部と周辺部との間で人口格差が拡大し、周辺部で地域課題がより一層深刻になることが懸念される中、今回の検討での「人口だけでなく、面積や市町村数、地域性等も考慮すべき」との考え方は、次期検討でも十分留意すべき
- 一方、人口比例で増員となる選挙区も、他の選挙区の状況も踏まえた丁寧な検討が必要

③議員総定数に係る検討

- 本県人口が100万人を割り込み、今後も減少が見込まれる中、県民の理解を得ながら、議会の機能を十分に発揮していくよう、県議会のあるべき姿と併せ、議員総定数のあり方を議論していくことが必要

次期一般選挙に向けた定数及び 選挙区等に係る検討結果報告書

令和7年12月8日

山形県議会定数等検討委員会

I 審査経過

山形県議会定数等検討委員会は、次期一般選挙（令和9年4月）に係る山形県議会議員の定数及び選挙区等について調査検討を行うための特別委員会として、令和5年12月15日、委員9名をもって設置され、以来、19回にわたり委員会を開催し慎重に審査を行ってきた。

審査に当たっては、まず、都道府県議会議員の定数及び選挙区等に関する法制度、令和2年国勢調査の概要等について執行部の出席を求め説明を聴取するとともに、これまでの本県議会における議員定数や選挙区等に関する検討経過を整理し、定数等の検討における基本的原則を確認した。

その上で、他都道府県議会の状況や令和2年国勢調査後の県内人口の動向を踏まえ、さらには、山形県市長会及び山形県町村会の役員等を参考人として招へいし、意見聴取を行うなどしながら、総定数、選挙区及び選挙区別定数について調査検討を重ね、委員会の意見を取りまとめた。

Ⅱ 基本的原則

これまでの本県議会における定数等検討委員会の検討経過を踏まえ、次の基本的原則を確認した上で、次期一般選挙に向けた議員定数及び選挙区等について検討を行った。

- 1 議員一人当たりの人口の格差は、議員の地域代表としての性格も考慮し、判例や関係法令との整合性を図る。
- 2 県内人口が減少している中、総定数は増やさない。
- 3 配当基數^{※1}が1を下回る場合は、過去の合区の状況も踏まえつつ、合区を検討する。

上記1の「議員一人当たりの人口の格差」は、前回、令和5年4月の一般選挙に係る定数等検討委員会では「2倍以内」とされていたが、本委員会では、以下の考え方の下、記載のとおり整理した。

- ・ 県議会議員は県民の多様な意見を県政に反映させる負託を負う。
- ・ この場合、地域間の人口格差が拡大する中、人口減少が進む地域の声を議会に届けていくためにも、「2倍以内」とすべきではない。
- ・ 判例や公職選挙法等に配慮しつつ、柔軟に対応していくべきである。

※1 配当基數

各選挙区の定数の基礎となる数で、次の式により算出される。

各選挙区内人口 ÷ 議員一人当たりの人口（県内人口 ÷ 議員総定数）

III 結 論

次期一般選挙における議員総定数、選挙区及び選挙区別定数については、以下のとおりとすることが適当である。

1 議員総定数

現行どおりの 43 人とする。

2 選挙区

現行どおりの 17 選挙区とする。

3 選挙区別定数

公職選挙法第 15 条第 8 項※₂ただし書の規定を適用した上で、現行どおりの選挙区別定数とする。

※2 公職選挙法第 15 条第 8 項

各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

IV 理由

(調査検討に当たっての留意事項)

以下、次期一般選挙における議員総定数、選挙区及び選挙区別定数の在り方に関する調査検討の状況を示すが、検討において重要な要素となる「人口」に関しては、次の点に留意する必要がある。

- ・ 地方自治法及び公職選挙法における「人口」とは、「官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口」とされていること
- ・ このため、今年、令和7年国勢調査が行われたことを踏まえると、令和9年4月に行われる次期一般選挙については、基本的に同調査の結果を踏まえた対応が求められること
- ・ 一方で、令和7年国勢調査の結果の公示の時期は、次期一般選挙の半年前となる令和8年9月に予定されており、仮に当該結果をもって総定数や選挙区、選挙区別定数を見直すこととなつた場合、県民への周知期間が不十分となることが懸念されること

以上を踏まえ、本委員会では、調査検討時点で直近となる令和2年国勢調査の結果と併せ、令和7年国勢調査の結果も念頭に、県が公表する推計人口（「山形県の人口と世帯数（推計）」）も用いることで、調査検討に万全を期すこととした。

1 議員総定数

(1) 現 状

- 平成 31 年 4 月の一般選挙において総定数を 1 人減らして 43 人として以降、2 回の一般選挙（平成 31 年 4 月、令和 5 年 4 月）が行われている。《参考 1》
- 議員総定数については、以前は、旧地方自治法により人口比例で定められ、平成 11 年の法改正では上限を定めるものとされたが、平成 23 年にこの上限規定は廃止されている。《参考 2》
しかしながら、当該上限規定は、現時点においても一つの指標であり、本県を含め、他県においても参考としている。
- 令和 2 年国勢調査における本県人口 1,068,027 人に対する旧地方自治法の議員総定数の上限は 46 人である。
現在の総定数 43 人の本県の削減率は▲6.5%と、東北各県の削減率の▲9.1～1.8%と比較しても遜色のないものとなっている。
《参考 3、4》
- 令和 7 年 10 月 1 日現在の推計人口 994,537 人に対する旧地方自治法の議員総定数の上限は 45 人であり、現在の総定数 43 人は依然として当該上限を下回っている。
- 「平成の大合併」の際に、全国的に定数の見直しが行われ、以降、定数の見直しを行っている都道府県は少数となっている。

○ 人口減少が急激に進む中、本県は、平成 11 年以降、3 回にわたり見直しを行うなど総定数削減の努力を行ってきた。

この間、東北の他県においては、1 ~ 2 回の見直しとなるている県が多く、本県よりも中期的な期間で検討が行われている状況となっている。《参考 5》

(2) 検討

○ 山形県議会基本条例第 10 条において、議員定数等は、県民の意思を県政に十分反映することができるよう定めるものとしている。《参考 6》

令和 2 年国勢調査以降も本県人口は減少が続いているが、行政課題が複雑化・多様化する中、議員総定数は、人口の減少と県議会が果たすべき役割や機能の維持の両面から検討する必要がある。

○ この場合、「(1) 現状」に記載のとおり、本県の議員総定数は、

- これまで、行政改革推進の観点や人口の減少、他都道府県議会との比較等を背景に段階的に削減してきており、
- なおかつ、現在の総定数 43 人は、旧地方自治法の上限を下回るといった状況にある。

- また、議員総定数の削減は、本県が抱える様々な課題に対し、
 - ・ 地域の多様な声が議会に届きづらくなり、議会として団体意思の決定や政策の立案・提言を行うに当たり、地域の実情が反映されにくくなりかねないこと
 - ・ 委員数の減少に伴い、現在、常任委員会等において行われる、専門的かつ多様な観点からの議論に影響が生じかねないことにも留意する必要がある。

- 以上のこととを総合的に勘案すると、現状では、議員総定数については現行のままとするのが適当と考える。

(3) 結 論

- 現行どおりの 43 人とする。

《参考 1》 本県議会議員定数の推移

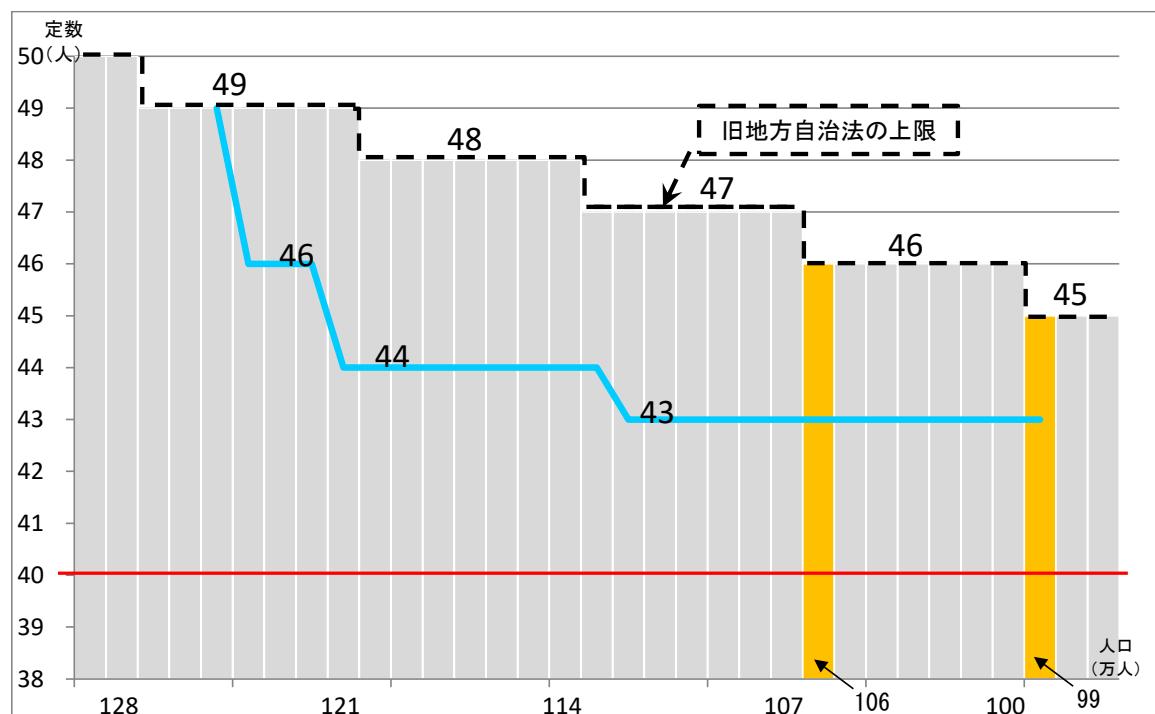
選挙年	平成 11 年 4 月	平成 15 年 4 月	平成 19 年 4 月	平成 23 年 4 月	平成 27 年 4 月	平成 31 年 4 月	令和 5 年 4 月
議員定数 (人)	49	46	44	44	44	43	43
基準 国勢調査	平成 7 年 10 月	平成 12 年 10 月	平成 17 年 10 月	平成 17 年 10 月	平成 22 年 10 月	平成 27 年 10 月	令和 2 年 10 月
県内人口 (人)	1, 256, 958	1, 244, 147	1, 216, 181	1, 216, 181	1, 168, 924	1, 123, 891	1, 068, 027
前回比 (人)	▲1, 432	▲12, 811	▲27, 966	—	▲47, 257	▲45, 033	▲55, 864
議員一人当たり の人口(人)	25, 652	27, 047	27, 640	27, 640	26, 566	26, 137	24, 838

《参考2》 平成11年地方自治法改正後の上限規定（H15.1～H23.7 適用）

第90条第2項 都道府県の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める数（都にあつては、特別区の存する区域の人口を100万人で除して得た数を当該各号に定める数に加えた数（その数が130人を超える場合にあつては、130人））を超えない範囲内で定めなければならない。

- 1 人口75万未満の都道府県 40人
- 2 人口75万以上100万未満の都道府県 人口70万を超える数が5万を増すごとに1人を40人に加えた数
- 3 人口100万以上の都道府県 人口93万を超える数が7万を増すごとに1人を45人に加えた数（その数が120人を超える場合にあつては、120人）

《参考3》 本県人口と本県議会議員定数の推移及び旧地方自治法の上限との比較



《参考4》 東北各県議会との比較

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	福島県	山形県
令和2年 国調人口(人)	1,237,984	1,210,534	2,301,996	959,502	1,833,152	1,068,027
旧自治法上限 数(人) a	49	49	64	45	57	46
現行議員 定数(人) b	48	48	59	41	58	43
削減数 [b-a] c	▲1	▲1	▲5	▲4	1	▲3
削減率(%) [c/a]	▲2.0	▲2.0	▲7.8	▲9.1	1.8	▲6.5
順位	4位	4位	2位	1位	6位	3位

《参考5》 平成11年以降の東北各県の見直し状況

県名	H11 一般選挙	H15 一般選挙	H19 一般選挙	H23 一般選挙	H27 一般選挙	H31 一般選挙	R5 一般選挙	見直し 回数
青森県	51	51	48	48	48	48	48	1
岩手県	51	51	48	48	48	48	48	1
宮城県	63	63	61	59	59	59	59	2
秋田県	48	48	45	45	43	43	41	3
山形県	49	46	44	44	44	43	43	3
福島県	60	58	58	58	58	58	58	1

※下線は議員総定数が減少した箇所

《参考6》 山形県議会基本条例第10条

議会は、議員の定数、選挙区等について、県民の意思を県政に十分反映することができるよう定め、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2 選挙区

(1) 現状

- 平成 31 年 4 月の一般選挙において西村山郡及び西置賜郡に係る飛地選挙区を解消して以降、現行の 17 選挙区となり、2 回の一般選挙（平成 31 年 4 月、令和 5 年 4 月）が行われている。
- 「II 基本的原則」の 3 に示す「配当基数が 1 を下回る」、いわゆる任意合区の対象となる選挙区は、議員総定数及び選挙区を現行のままとした場合、令和 2 年国勢調査の結果及び令和 7 年 10 月 1 日現在の推計人口を基にしたいずれの試算においても、村山市選挙区、尾花沢市・北村山郡選挙区及び東村山郡選挙区の 3 選挙区が該当し、その状況は以下のとおりとなる。

<配当基数が 1 を下回る選挙区の状況>

選挙区	R2. 10 人口(国勢調査)		R7. 10 人口(県推計)	
	配当基数	端数切上順位	配当基数	端数切上順位
村山市	0. 907	5 位	0. 872	3 位
尾花沢市・北村山郡	0. 868	6 位	0. 791	4 位
東村山郡	0. 985	1 位	0. 985	1 位

端数切上対象は 9 位まで

端数切上対象は 7 位まで

※基数計算等の詳細は、巻末の資料 11-1、11-2 を参照

- なお、任意合区については、これまで本県では、公職選挙法第15条第2項※3の規定も踏まえつつ、配当基数が強制合区の対象となる0.5に近づいている場合等に行ってきている。《参考7》

※3 公職選挙法第15条第2項

選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数（「議員一人当たりの人口」）の半数以上になるようにしなければならない。

- 前回の定数等検討委員会の検討結果報告書（令和4年3月）では、人口減少が顕著な最上地域（新庄市選挙区・最上郡選挙区）の選挙区の在り方について、合区の可能性も含め慎重に議論する必要があるとして、本委員会での検討が申し送りされている。

議員総定数及び選挙区を現行のままとした場合、令和2年国勢調査の結果及び令和7年10月1日現在の推計人口を基に試算を行うと、両選挙区の状況は以下のとおりとなる。

＜最上地域（新庄市選挙区・最上郡選挙区）の状況＞

選挙区	R2.10 人口（国勢調査）			R7.10 人口（県推計）	
	配当基数	人口比例定数	現行定数 (ただし書適用)	配当基数	人口比例定数
新庄市	1.386	1	2	1.360	1
最上郡	1.469	1	2	1.367	1

※基数計算等の詳細は、巻末の資料11-1、11-2を参照

(2) 検討

【配当基数が1を下回る選挙区】

○ 配当基数が1を下回る3選挙区については、令和7年10月の推計人口による試算においても、

- ・ 配当基数は、強制合区の対象となる0.5まで、依然として開きがあること
 - ・ 配当基数の端数切上順位も、切上対象となる選挙区の中でも上位又は中位に位置していること
- を踏まえると、現時点での合区は時期尚早と考える。

○ 一方で、令和7年10月の推計人口による試算では、令和2年国勢調査の結果による試算よりも配当基数が低下している状況であり、引き続き、今後の動向を注視していく必要がある。

【最上地域の選挙区】

○ 新庄市選挙区・最上郡選挙区は、人口比例で配分した場合、地域としての定数が現行の4人から2人へと半減するため、両選挙区を合区することにより3人の定数を確保するといった対応をとることも考えられるが、

- ・ 合区した場合、選挙区の面積と選挙区内の市町村数が全選挙区の中で最大となること

- ・ このため、定数減と相まって、議員と住民や市町村の関係にも距離が生じ、地域の声が県政に届きにくくなることが懸念されるところである。

○ 併せて、最上郡選挙区は、

- ・ 小規模自治体が多く、かつ、県内で最も人口減少や少子高齢化が進む地域であること
- ・ また、そうした状況の下、令和6年7月の豪雨災害に見られるように、大規模災害発生時には、県による迅速かつ継続的な町村支援が欠かせないこと

にも留意する必要があり、地域が抱える様々な課題への対応に当たり、県と町村のつなぎ役として、引き続き、地域の実情に精通した県議会議員が果たす役割が重要になる。

○ 以上を踏まえると、最上地域の選挙区は現行のままが望ましいと考える。

(3) 結論

○ 現行どおりの17選挙区とする。

《参考7》 本県における任意合区の例

選挙年	S 4 2 . 4		S 5 4 . 4		H 1 9 . 4	
国調年	S 4 0 . 1 0		S 5 0 . 1 0		H 1 7 . 1 0	
合区対象 選挙区 及び定数	北村山郡(大石田町) 配当基數：0.507	1	西田川郡（温海町） 配当基數：0.579	1	飽海郡（遊佐町） 配當基數：0.637	1
尾花沢市	1		鶴岡市	4	酒田市	4
合区後 選挙区 及び定数	尾花沢市・北村山郡	2	鶴岡市・西田川郡	4	酒田市・飽海郡 ※	5

※選挙年 H19.4 における合区については、酒田市が合併 (H17.11) したことから、飽海郡が遊佐町のみとなり、合区せずそのままとした場合、人口格差が 2 倍を超える状況であった (2.137)。

3 選挙区別定数

(1) 現 状

○ 令和5年4月の一般選挙では、令和2年国勢調査の結果を基に人口比例で配分すると、平成31年4月の一般選挙時と比べ、山形市選挙区及び天童市選挙区の定数がそれぞれ1人増加、新庄市選挙区及び最上郡選挙区の定数がそれぞれ1人減少となるところ、公職選挙法第15条第8項ただし書の規定を適用し、定数見直しは行わなかった。

これにより、現行の選挙区別定数の下で2回の一般選挙（平成31年4月、令和5年4月）が行われている。

○ 前回の定数等検討委員会の検討結果報告書（令和4年3月）では、「2 選挙区」で述べた最上地域の選挙区の在り方と併せ、上記の4選挙区の議員定数の在り方について、本委員会で検討するよう申し送りがなされている。

議員総定数及び選挙区を現行のままとした場合、令和2年国勢調査の結果及び令和7年10月1日現在の推計人口を基に試算を行うと、上記の4選挙区の状況は次のとおりとなる。

<山形市選挙区・天童市選挙区・新庄市選挙区・最上郡選挙区の状況>

選挙区	R2.10 人口(国勢調査)			R7.10 人口(県推計)	
	人口	人口比例定数 配当基數	現行定数 (ただし書適用)	人口	人口比例定数 配当基數
	配当基數				
山形市	247,590 人 9.968	10	9	237,800 人 10.282	10
天童市	62,140 人 2.502	3	2	59,917 人 2.591	3
新庄市	34,432 人 1.386	1	2	31,450 人 1.360	1
最上郡	36,490 人 1.469	1	2	31,608 人 1.367	1

※基數計算等の詳細は、巻末の資料 11-1、11-2 を参照

(2) 検討

【最上地域の選挙区】

- 両試算のいずれにおいても、新庄市選挙区・最上郡選挙区の両選挙区とも、定数が現行の2人から1人へと半減することになるが、
 - ・ 最上地域は、「2選挙区」で示したような地域特性（面積、市町村数、諸課題等）があること
 - ・ そうした中で定数を削減し、1人区となった場合、地域の多様な声が県政に届きにくくなるとして、地域の有権者に不安を与えるかねないことを留意する必要がある。

○ また、本県は、歴史的にも、村山・最上・置賜・庄内という4つの地域が県民生活や経済活動の基本的なエリアとなってきたことを踏まえ、

- ・ 引き続き、これら地域間の均衡ある発展を図っていく必要があること

も考慮すると、最上地域において一定の議員数を確保していくことが必要と考えられる。

【増員選挙区】

○ 山形市選挙区及び天童市選挙区については、令和7年10月1日現在の推計人口による試算では、

- ・ 両選挙区とも、令和2年国勢調査の結果による試算よりも配当基数が大きくなっていること
- ・ その中でも、山形市選挙区は10を超えていることが確認できる。

○ 一方で、両選挙区の人口の動きを見ると、

- ・ 山形市選挙区は約1万人の減少、天童市選挙区は約2千人の減少となっている。

- このため、山形市選挙区の配当基数が 10 を超えることは重く受け止めつつも、両選挙区とも、人口が減少する中で定数を増やすことには慎重を期す必要がある。

【地域間の均衡】

- 以上のような最上地域の選挙区及び増員選挙区の状況を踏まえた上で、

- ・ 均衡ある県勢の発展のため、引き続き、県土全体のバランスをとりながら、地域の多様な声を県政に反映していくよう現行の選挙区別定数を維持することが適当と考える。

- なお、現行の選挙区別定数を維持するとした場合、令和 7 年 10 月 1 日現在の推計人口による試算においても、議員一人当たりの人口の格差は 1.905 倍（天童市選挙区 29,959 人／新庄市選挙区 15,725 人）であり、「II 基本的原則」の 1 に示す「判例や関係法令との整合性」は図られていると言える。

（3）結論

- 山形市選挙区、天童市選挙区、新庄市選挙区及び最上郡選挙区に公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書の規定を適用した上で、現行どおりの選挙区別定数とする。

V 次期定数等検討委員会への申し送り事項

次々回（令和13年4月）の一般選挙に向けた定数等の検討に当たっては、下記の事項について留意することを望む。

1 基本的原則の継続

○ 本委員会が確認した基本的原則（下記の①②③）は、これまでの本県議会における定数や選挙区等の検討経過、さらには、県全体として人口減少が進行するとともに、都市部と周辺部との間で人口格差が拡大する状況等を踏まえて整理したものであり、次期検討においてもこれらの原則を継続することを望む。

- ① 議員一人当たりの人口の格差は、議員の地域代表としての性格も考慮し、判例や関係法令との整合性を図る。
- ② 県内人口が減少している中、総定数は増やさない。
- ③ 配当基数が1を下回る場合は、過去の合区の状況も踏まえつつ、合区を検討する。

2 選挙区及び選挙区別定数の検討に当たっての留意事項

○ 本委員会は、選挙区及び選挙区別定数について、均衡ある県勢の発展のためには、人口だけでなく、面積や市町村数、地域性等

も考慮すべきであるといった考え方の下で検討を行い、今般の結論に至ったものである。

- 今後も、都市部と周辺部との間で人口格差が拡大し、特に周辺部においては、人口減少や少子高齢化に伴い、地域課題がより一層深刻になっていくことが懸念される中、上記の考え方は、次期検討においても十分留意すべきものと考える。
- 一方で、人口比例で配分した場合に増員となる選挙区についても、当該選挙区の有権者が納得できる対応が求められることから、その取扱いについては、他の選挙区の状況も踏まえつつ、丁寧に検討していく必要がある。

3 議員総定数に係る検討

- 本委員会は、議員総定数について、本県議会におけるこれまでの削減の状況や東北各県議会の状況、行政課題が複雑化・多様化する中で県議会が果たすべき役割等を踏まえて検討を行い、「現行どおり」とする結論に至ったものである。

- 現行の議員総定数となってから、令和9年4月の次期一般選挙で3回目の選挙を迎えることになるが、この間、本県の人口は

減少が続き、今年5月には100万人を割り込み、今後も更に減少していくことが見込まれる。

- このため、本県議会が、引き続き県民の理解を得ながら、その機能を十分に発揮していくよう、次期検討においても、県議会のあるべき姿と併せ、議員総定数の在り方についてもしっかりと議論していくことが必要と考える。

< 資 料 編 >

- 資料 1 定数等検討委員会の審査経過
- 資料 2 都道府県議会議員の定数及び選挙区に関する法規定
- 資料 3 山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例
- 資料 4 山形県議会議員選挙区図
- 資料 5 令和2年国勢調査における本県人口（市町村別）
- 資料 6 県内人口の推移（選挙区分別）
- 資料 7 選挙区別定数の推移及び選挙区の状況
- 資料 8 議員一人当たりの人口の推移
- 資料 9 全国都道府県議会人口・議員定数一覧表
- 資料10 参考人の主な意見
- 資料11 選挙区別定数試算表
- 資料12 山形県議会定数等検討委員会 委員名簿

定数等検討委員会の審査経過

回数	開催年月日	主な検討事項
1	令和5年12月15日	・正副委員長の互選
2	令和6年3月8日	・委員会の運営について ・都道府県議会議員定数に関する法令等について ・前回の定数等検討委員会の検討結果及び考え方等について
3	令和6年4月23日	・県議会議員選挙に係る地方自治法及び公職選挙法における規定について ・令和2年度国勢調査について
4	令和6年6月21日	・前回の定数等検討委員会における基本的原則について
5	令和6年8月21日	・都道府県議会の概況について
	令和6年8月28日～8月29日	・県外現地調査（福井県議会・石川県議会） （「議員定数」及び「一票の格差」の考え方について）
6	令和6年10月2日	・今後の議論のベースとなる考え方について
7	令和6年10月8日	・副委員長の互選
8	令和6年12月11日	・今後の議論のベースとなる考え方について ・議員総定数の在り方について
9	令和7年2月3日	・議員総定数の在り方について ・次期一般選挙における選挙区について
10	令和7年3月5日	・次期一般選挙における選挙区について
11	令和7年3月18日	・副委員長の辞任
12	令和7年3月19日	・正副委員長の互選
13	令和7年4月23日	・次期一般選挙における選挙区別定数について ・定数等検討に係る第三者からの意見聴取について
14	令和7年6月23日	・参考人からの意見聴取（山形県市長会）
15	令和7年8月22日	・参考人からの意見聴取（山形県町村会）
16	令和7年9月19日	・次期一般選挙における選挙区について ・次期一般選挙における選挙区別定数について ・次期定数等検討委員会への申し送り事項について
17	令和7年9月30日	・次期一般選挙における選挙区について ・次期一般選挙における選挙区別定数について ・次期定数等検討委員会への申し送り事項について
18	令和7年11月4日	・次期一般選挙に向けた定数及び選挙区等についての検討結果報告書（素案）について ・今後のスケジュールについて
19	令和7年12月2日	・次期一般選挙に向けた定数及び選挙区等についての検討結果報告書について

都道府県議会議員の定数及び選挙区に関する法規定

【改正地方自治法 平成23年8月1日施行】

第90条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

- 2 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。以下 [略]

【改正公職選挙法 平成27年3月1日施行】

(選挙の単位)

第12条 衆議院（小選挙区選出）議員、衆議院（比例代表選出）議員、参議院（選挙区選出）議員及び都道府県の議会の議員は、それぞれ各選挙区において、選挙する。

- 2～4 [略]

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

- 2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。
- 3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。
- 4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができます。
- 5 一の市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区。以下この項において同じ。）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。
- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。
- 7 第一項から第四項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9～10 [略]

資料 3

山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において 選挙すべき議員の数に関する条例

	平成 14 年 3 月 22 日	条例第 7 号 制定
	平成 17 年 7 月 8 日	条例第 67 号 改正
	平成 18 年 3 月 22 日	条例第 7 号 改正
	平成 23 年 3 月 22 日	条例第 6 号 改正
(議員の定数)	平成 29 年 7 月 11 日	条例第 28 号 改正

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 90 条第 1 項の規定に基づく山形県議会の議員の定数は、43 人とする。

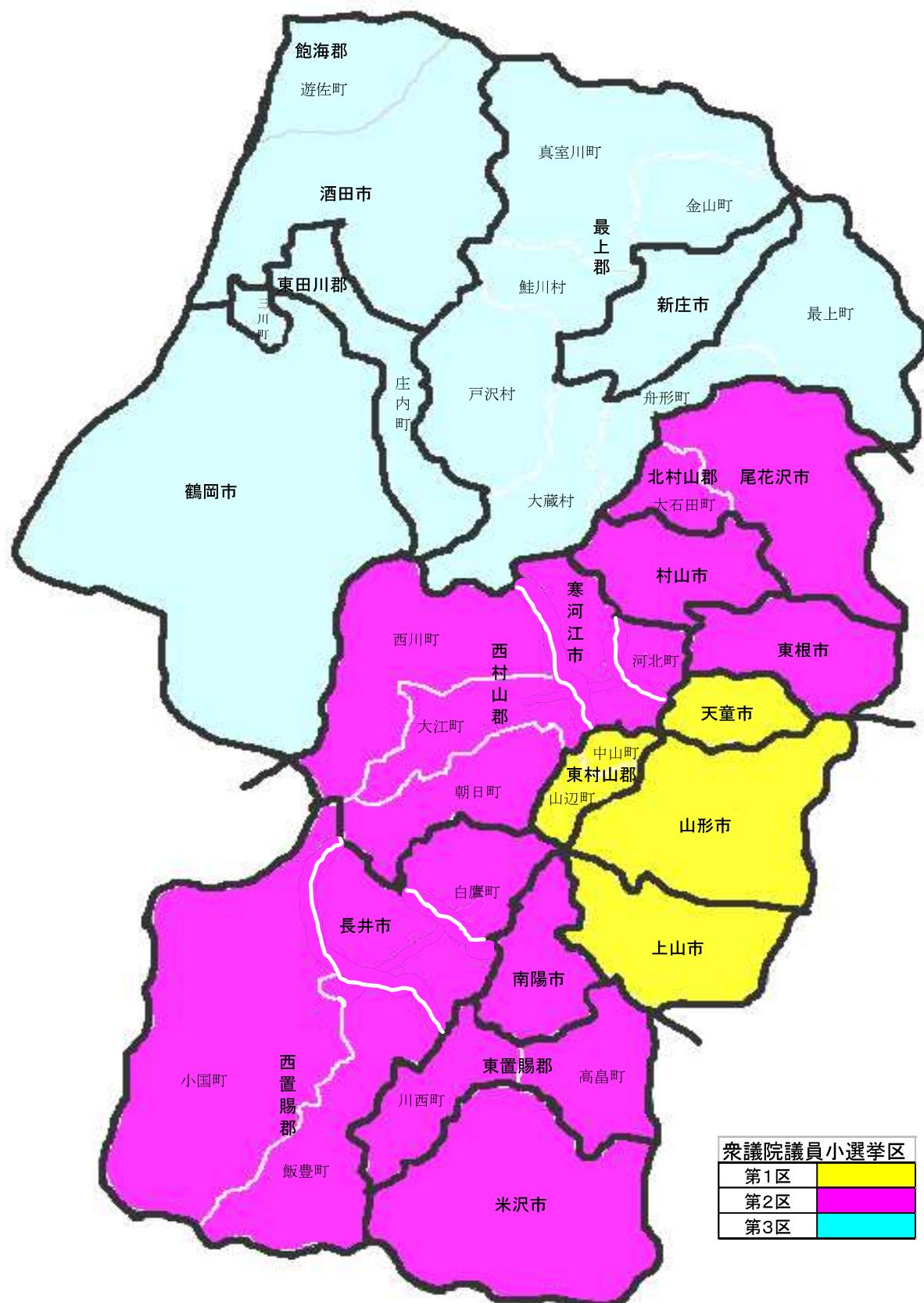
（選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数）

第 2 条 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく山形県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

選挙区	議員数
山形市	9 人
米沢市	3 人
鶴岡市	5 人
酒田市・飽海郡	5 人
新庄市	2 人
寒河江市・西村山郡	3 人
上山市	1 人
村山市	1 人
長井市・西置賜郡	2 人
天童市	2 人
東根市	2 人
尾花沢市・北村山郡	1 人
南陽市	1 人
東村山郡	1 人
最上郡	2 人
東置賜郡	2 人
東田川郡	1 人

附則 －省略－

【山形県議会議員選挙区図】



衆議院議員小選挙区	
第1区	■
第2区	■
第3区	■

注: 酒田市には飛島を含む。

令和2年国勢調査における本県人口（市町村別）

	人 口						世 蒔 数				一般世帯の 1世帯当たり人員	
	令和2年			平成27年 総 数	平成27年との比較		令和2年 総 数	平成27年 総 数	平成27年との比較		令和2 年	平成27 年
	総 数	男	女		増減数	増減率			増減数	増減率		
総 数	人	人	人	人	人	%	世帯	世帯	世帯	%	人	人
1,068,027	516,438	551,589	1,123,891	△ 55,864	△ 5.0		398,015	393,396	4,619	1.2	2.61	2.78
市 部	859,465	415,216	444,249	897,041	△ 37,576	△ 4.2	329,399	324,237	5,162	1.6	2.54	2.70
郡 部	208,562	101,222	107,340	226,850	△ 18,288	△ 8.1	68,616	69,159	△ 543	△ 0.8	2.95	3.20
村山地域	531,855	257,372	274,483	551,524	△ 19,669	△ 3.6	200,593	196,340	4,253	2.2	2.58	2.74
最上地域	70,922	34,025	36,897	77,895	△ 6,973	△ 9.0	24,422	24,998	△ 576	△ 2.3	2.81	3.03
置賜地域	201,846	99,058	102,788	214,975	△ 13,129	△ 6.1	74,518	74,030	488	0.7	2.63	2.83
庄内地域	263,404	125,983	137,421	279,497	△ 16,093	△ 5.8	98,482	98,028	454	0.5	2.60	2.78
山形市	247,590	119,001	128,589	253,832	△ 6,242	△ 2.5	102,318	100,303	2,015	2.0	2.35	2.46
米沢市	81,252	40,258	40,994	85,953	△ 4,701	△ 5.5	33,095	32,997	98	0.3	2.38	2.54
鶴岡市	122,347	58,626	63,721	129,652	△ 7,305	△ 5.6	45,666	45,339	327	0.7	2.61	2.79
酒田市	100,273	47,838	52,435	106,244	△ 5,971	△ 5.6	39,402	39,320	82	0.2	2.48	2.64
新庄市	34,432	16,446	17,986	36,894	△ 2,462	△ 6.7	12,857	12,961	△ 104	△ 0.8	2.59	2.77
寒河江市	40,189	19,529	20,660	41,256	△ 1,067	△ 2.6	13,654	13,086	568	4.3	2.89	3.10
上山市	29,110	13,909	15,201	31,569	△ 2,459	△ 7.8	10,537	10,694	△ 157	△ 1.5	2.68	2.86
村山市	22,516	10,937	11,579	24,684	△ 2,168	△ 8.8	7,579	7,713	△ 134	△ 1.7	2.92	3.15
長井市	26,543	12,953	13,590	27,757	△ 1,214	△ 4.4	9,486	9,109	377	4.1	2.70	2.94
天童市	62,140	30,222	31,918	62,194	△ 54	△ 0.1	22,589	21,428	1,161	5.4	2.69	2.85
東根市	47,682	23,525	24,157	47,768	△ 86	△ 0.2	16,573	15,473	1,100	7.1	2.77	2.97
尾花沢市	14,971	7,320	7,651	16,953	△ 1,982	△ 11.7	4,883	5,109	△ 226	△ 4.4	2.96	3.21
南陽市	30,420	14,652	15,768	32,285	△ 1,865	△ 5.8	10,760	10,705	55	0.5	2.75	2.95
東村山郡	24,471	11,854	12,617	25,732	△ 1,261	△ 4.9	8,066	7,867	199	2.5	2.98	3.21
山辺町	13,725	6,603	7,122	14,369	△ 644	△ 4.5	4,551	4,440	111	2.5	2.95	3.16
中山町	10,746	5,251	5,495	11,363	△ 617	△ 5.4	3,515	3,427	88	2.6	3.02	3.28
西村山郡	36,609	17,862	18,747	40,179	△ 3,570	△ 8.9	12,308	12,524	△ 216	△ 1.7	2.89	3.12
河北町	17,641	8,528	9,113	18,952	△ 1,311	△ 6.9	5,929	5,865	64	1.1	2.89	3.15
西川町	4,956	2,387	2,569	5,636	△ 680	△ 12.1	1,686	1,785	△ 99	△ 5.5	2.88	3.11
朝日町	6,366	3,150	3,216	7,119	△ 753	△ 10.6	2,150	2,242	△ 92	△ 4.1	2.87	3.09
大江町	7,646	3,797	3,849	8,472	△ 826	△ 9.7	2,543	2,632	△ 89	△ 3.4	2.90	3.11
北村山郡	6,577	3,213	3,364	7,357	△ 780	△ 10.6	2,086	2,143	△ 57	△ 2.7	3.06	3.35
大石田町	6,577	3,213	3,364	7,357	△ 780	△ 10.6	2,086	2,143	△ 57	△ 2.7	3.06	3.35
最上郡	36,490	17,579	18,911	41,001	△ 4,511	△ 11.0	11,565	12,037	△ 472	△ 3.9	3.05	3.30
金山町	5,071	2,466	2,605	5,829	△ 758	△ 13.0	1,572	1,643	△ 71	△ 4.3	3.18	3.51
最上町	8,080	3,913	4,167	8,902	△ 822	△ 9.2	2,596	2,665	△ 69	△ 2.6	3.03	3.25
舟形町	5,007	2,420	2,587	5,631	△ 624	△ 11.1	1,580	1,621	△ 41	△ 2.5	2.99	3.30
真室川町	7,203	3,408	3,795	8,137	△ 934	△ 11.5	2,320	2,478	△ 158	△ 6.4	2.98	3.16
大蔵村	3,028	1,498	1,530	3,412	△ 384	△ 11.3	945	1,016	△ 71	△ 7.0	3.12	3.30
鮭川村	3,902	1,887	2,015	4,317	△ 415	△ 9.6	1,193	1,224	△ 31	△ 2.5	3.20	3.45
戸沢村	4,199	1,987	2,212	4,773	△ 574	△ 12.0	1,359	1,390	△ 31	△ 2.2	2.97	3.31
東置賜郡	37,021	18,051	18,970	39,633	△ 2,612	△ 6.6	11,853	11,771	82	0.7	3.05	3.28
高畠町	22,463	10,950	11,513	23,882	△ 1,419	△ 5.9	7,358	7,218	140	1.9	3.00	3.26
川西町	14,558	7,101	7,457	15,751	△ 1,193	△ 7.6	4,495	4,553	△ 58	△ 1.3	3.12	3.32
西置賜郡	26,610	13,144	13,466	29,347	△ 2,737	△ 9.3	9,324	9,448	△ 124	△ 1.3	2.78	3.04
小国町	7,107	3,573	3,534	7,868	△ 761	△ 9.7	2,810	2,845	△ 35	△ 1.2	2.45	2.68
白鷹町	12,890	6,357	6,533	14,175	△ 1,285	△ 9.1	4,389	4,405	△ 16	△ 0.4	2.87	3.16
飯豊町	6,613	3,214	3,399	7,304	△ 691	△ 9.5	2,125	2,198	△ 73	△ 3.3	3.03	3.24
東田川郡	27,752	13,330	14,422	29,394	△ 1,642	△ 5.6	8,982	8,860	122	1.4	2.99	3.22
三川町	7,601	3,694	3,907	7,728	△ 127	△ 1.6	2,332	2,223	109	4.9	3.06	3.29
庄内町	20,151	9,636	10,515	21,666	△ 1,515	△ 7.0	6,650	6,637	13	0.2	2.96	3.20
飽海郡	13,032	6,189	6,843	14,207	△ 1,175	△ 8.3	4,432	4,509	△ 77	△ 1.7	2.83	3.05
遊佐町	13,032	6,189	6,843	14,207	△ 1,175	△ 8.3	4,432	4,509	△ 77	△ 1.7	2.83	3.05

出典：令和2年国勢調査人口等基本集計結果（山形県みらい企画創造部）

資料 6

県内人口の推移（選挙区別）

選挙区＼国勢調査	平成7年10月	平成12年10月	平成17年10月	平成22年10月	平成27年10月	令和2年10月	平成22年10月と 令和2年10月の 比較	(人) 平成27年10月と 令和2年10月の 比較
山形市	254,488	255,369	256,012	254,244	253,832	247,590	▲ 6,654	▲ 6,242
米沢市	95,592	95,396	93,178	89,401	85,953	81,252	▲ 8,149	▲ 4,701
鶴岡市(西田川郡※1)	112,056	111,236	142,384	136,623	129,652	122,347	▲ 14,276	▲ 7,305
酒田市・飽海郡※2	101,230	101,311	134,429	126,631	120,451	113,305	▲ 13,326	▲ 7,146
飽海郡※3	40,201	38,340						
新庄市	42,896	42,151	40,717	38,850	36,894	34,432	▲ 4,418	▲ 2,462
寒河江市・西村山郡※4	42,805	43,379	43,625	42,373	41,256	76,798	▲ 8,887	▲ 4,637
西村山郡※4	50,494	48,742	46,163	43,312	40,179			
上山市	38,047	36,886	36,013	33,836	31,569	29,110	▲ 4,726	▲ 2,459
村山市	30,506	29,586	28,192	26,811	24,684	22,516	▲ 4,295	▲ 2,168
長井市・西置賜郡※4	32,727	31,987	30,929	29,473	27,757	53,153	▲ 8,439	▲ 3,951
西置賜郡※4	37,959	36,615	34,696	32,119	29,347			
天童市	60,626	63,231	63,864	62,214	62,194	62,140	▲ 74	▲ 54
東根市	43,208	44,800	45,834	46,414	47,768	47,682	1,268	▲ 86
尾花沢市・北村山郡	33,076	31,410	29,519	27,115	24,310	21,548	▲ 5,567	▲ 2,762
南陽市	36,810	36,191	35,190	33,658	32,285	30,420	▲ 3,238	▲ 1,865
東村山郡	27,747	28,085	27,938	27,154	25,732	24,471	▲ 2,683	▲ 1,261
最上郡	56,870	53,259	50,023	45,469	41,001	36,490	▲ 8,979	▲ 4,511
東置賜郡	47,728	46,495	44,795	42,338	39,633	37,021	▲ 5,317	▲ 2,612
東田川郡※5	71,892	69,678	32,680	30,889	29,394	27,752	▲ 3,137	▲ 1,642
合計	1,256,958	1,244,147	1,216,181	1,168,924	1,123,891	1,068,027	▲ 100,897	▲ 55,864

※1 西田川郡とは、鶴岡市と合併前の旧西田川郡温海町。合併前まで鶴岡市・西田川郡選挙区であった。

※2 平成19年1月に酒田市と飽海郡遊佐町を公職選挙法第15条第3項の規定による任意合区。

※3 この場合の飽海郡とは、現飽海郡遊佐町及び合併前の旧飽海郡八幡町、松山町、平田町。

旧飽海郡八幡町、松山町、平田町は、平成17年11月に酒田市と合併しているが、現選挙区での人口を比較するために、平成17年10月の旧飽海郡八幡町、松山町、平田町の人口を酒田市・飽海郡の欄に合算して計上している。

※4 公職選挙法の改正趣旨を踏まえ、平成31年1月に寒河江市と西村山郡及び長井市と西置賜郡をそれぞれ合区し、飛地選挙区を解消した。

※5 平成17年10月以降は三川町と庄内町の人口。

資料 7

選挙区別定数の推移及び選挙区の状況

【選挙区別定数の推移】

(人)

選挙区＼選挙年月	平成11年4月	平成15年4月	平成19年4月	平成23年4月	平成27年4月	平成31年4月	令和5年4月
山形市	9	9	9	9	9	9	9
米沢市	4	4	<u>3</u>	3	3	3	3
鶴岡市（西田川郡）	4	4	<u>5</u>	5	5	5	5
酒田市・飽海郡	4	4	5	5	5	5	5
飽海郡	2	<u>1</u>					
新庄市	2	2	2	2	2	2	2
寒河江市・西村山郡	2	2	2	2	2	<u>3</u>	3
西村山郡	2	2	2	2	2		
上山市	1	1	1	1	1	1	1
村山市	1	1	1	1	1	1	1
長井市・西置賜郡	1	1	1	1	1	2	2
西置賜郡	2	<u>1</u>	1	1	1		
天童市	2	2	2	2	2	2	2
東根市	2	2	2	2	2	2	2
尾花沢市・北村山郡	1	1	1	1	1	1	1
南陽市	1	1	1	1	1	1	1
東村山郡	1	1	1	1	1	1	1
最上郡	3	<u>2</u>	2	2	2	2	2
東置賜郡	2	2	2	2	2	2	2
東田川郡	3	3	<u>1</u>	1	1	1	1
合計	49	46	44	44	44	43	43

※ 太字は、議員定数が増減した箇所

【選挙区の状況（令和5年4月一般選挙時）】

	1人区	2人区	3人区	4人区	5人区	6人区	7人区	8人区	9人区
数 (a)	6	6	2	0	2	0	0	0	1
割合 (a/17)	35.3	35.3	11.8	0.0	11.8	0.0	0.0	0.0	5.9

議員一人当たりの人口の推移

(人)

選挙区＼選挙年月	H19.4	H23.4※	H27.4	H31.4	R5.4
山形市	28,446	28,446	28,249	28,204	27,510
米沢市	31,059	31,059	29,800	28,651	27,084
鶴岡市(西田川郡)	28,477	28,477	27,325	25,930	24,469
酒田市・鮑海郡	26,886	26,886	25,326	24,090	22,661
新庄市	<u>20,359</u>	<u>20,359</u>	<u>19,425</u>	<u>18,447</u>	<u>17,216</u>
寒河江市・西村山郡	21,813	21,813	21,187	27,145	25,599
西村山郡	23,082	23,082	21,656		
上山市	<u>36,013</u>	<u>36,013</u>	<u>33,836</u>	31,569	29,110
村山市	28,192	28,192	26,811	24,684	22,516
長井市・西置賜郡	30,929	30,929	29,473	28,552	26,577
西置賜郡	34,696	34,696	32,119		
天童市	31,932	31,932	31,107	31,097	<u>31,070</u>
東根市	22,917	22,917	23,207	23,884	23,841
尾花沢市・北村山郡	29,519	29,519	27,115	24,310	21,548
南陽市	35,190	35,190	33,658	<u>32,285</u>	30,420
東村山郡	27,938	27,938	27,154	25,732	24,471
最上郡	25,012	25,012	22,735	20,501	18,245
東置賜郡	22,398	22,398	21,169	19,817	18,511
東田川郡	32,680	32,680	30,889	29,394	27,752
県平均	27,640	27,640	26,566	26,137	24,838

※平成23年4月選挙は、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成22年法律第68号)」により、選挙すべき定数並びに選挙区及び選挙区別定数は、平成17年の国勢調査の結果による人口とされた。

※太字は、「議員一人当たりの人口」の最大又は最小の選挙区を示す。

全国都道府県人口・議員定数一覧表

都道府県	人口 (R2国調)	議員定数			
		R5	R1	H27	H23
北海道東北	北海道	5,224,614	100	100	101
	青森	1,237,984	48	48	48
	岩手	1,210,534	48	48	48
	秋田	959,502	41	43	43
	宮城	2,301,996	59	59	59
	山形	1,068,027	43	43	44
	福島	1,833,152	58	58	58
関東	東京	14,047,594	127	127	127
	神奈川	9,237,337	105	105	105
	千葉	6,284,480	95	94	95
	茨城	2,867,009	62	62	63
	栃木	1,933,146	50	50	50
	埼玉	7,344,765	93	93	93
	群馬	1,939,110	50	50	50
	山梨	809,974	37	37	38
	長野	2,048,011	57	57	58
	新潟	2,201,272	53	53	53
東海北陸	愛知	7,542,415	102	102	102
	三重	1,770,254	48	51	51
	静岡	3,633,202	68	68	69
	岐阜	1,978,742	46	46	46
	富山	1,034,814	40	40	40
	石川	1,132,526	41	43	43
	福井	766,863	37	37	37
近畿	京都	2,578,087	60	60	60
	大阪	8,837,685	79	88	88
	兵庫	5,465,002	86	86	87
	奈良	1,324,473	43	43	44
	和歌山	922,584	42	42	42
	滋賀	1,413,610	44	44	44
中国	広島	2,799,702	64	64	64
	岡山	1,888,432	55	55	55
	鳥取	553,407	35	35	35
	島根	671,126	36	37	37
	山口	1,342,059	47	47	47
四国	香川	950,244	41	41	41
	徳島	719,559	38	38	39
	高知	691,527	37	37	37
	愛媛	1,334,841	47	47	47
九州	福岡	5,135,214	87	87	86
	大分	1,123,852	43	43	43
	佐賀	811,442	37	38	38
	長崎	1,312,317	46	46	46
	宮崎	1,069,576	39	39	39
	熊本	1,738,301	49	49	48
	鹿児島	1,588,256	51	51	51
	沖縄	1,467,480	48	48	48
合計		126,146,099	2,662	2,679	2,687

※ 網掛けは、本県と人口規模(100万～120万)が類似している自治体

※ 太字は、議員定数が増減した箇所

参考人の主な意見

1 参考人 8 名

区分	役職	氏名
山形県市長会 (R7.6.23)	会長 山形市長	佐藤 孝弘 氏
	鶴岡市長	皆川 治 氏
	新庄市長	山科 朝則 氏
山形県町村会 (R7.8.22)	会長 三川町長	阿部 誠 氏
	副会長 鮎川村長	元木 洋介 氏
	副会長 白鷹町長	佐藤 誠七 氏
	副会長 中山町長	佐藤 俊晴 氏
	顧問 朝日町長	鈴木 浩幸 氏

2 意見内容

(1) 県議会及び県議会議員に期待する役割について

- ・人口が 100 万人を割った中、いかに持続可能な県づくりをしていくかが問われている。
- ・県議会には、チェック機関としての役割はもとより、市町村の状況をよく見て、県当局に的確な対応を促していく政策提案機能の強化を期待している。
- ・「県議会議員とはどういった役割を担っている人なのか」を県民にしっかりと伝える努力が必要。
- ・災害への対応については、県議会議員の選挙区を越えた広域的な協力が求められる。
- ・県議会議員には、町村と県をつなぐ役割を果たしてほしい。連携を図る際、県に主導してほしい部分も多いため、地元選出県議会議員がいることは本当に心強い。
- ・県議会議員には、県民の意見を首長につないでもらう役割もある。行政だけでは県民の声を吸い上げ切れない。その上で、県民の意見をどう県政に反映させていくかも肝心であり、広く県民の声を拾い上げ、県全体の取組につなげていくことが求められる。
- ・議員は、各地域の特性や、これから山形県はどうあるべきかをしっかりと認識し、市町村の意見も吸い上げながら、道標を示す必要がある。
- ・第一義的には、県の発展に尽力することが議員にとって大事であり、県全体の視点から意見が言えるような活躍を期待している。

(2) 議員総定数について

- ・各地域の県民の声を余すことなく吸い上げていくためには、一定数の議員が必要。
- ・行き過ぎた行財政改革（定数削減）は地域の疲弊を招くおそれがある。
- ・全国的に職員数・議員数を減らしていくとする流れが長年続いてきたが、地方創生が強く求められる中、議員数を減らしていくことは、基本的には慎重に考えるべき。
- ・有権者にとって、様々な議員がいることで、様々な相談ができる、選択肢が広がる側面もあるため、議員総定数は減らすべきではない。
- ・「県のこれからあるべき姿を真剣に考えるためには、この定数が必要だ」というしっかりとしたビジョンがあれば、人口に比例した定数削減は必要ない。

- ・地方の良いところをどう生かしていくのかという視点で、議員総定数を考える必要がある。
- ・定数が変わると、地域住民の思いにも少なからず影響がある。地域の声が届かなくなるのではないかという思いもあるので、現在の定数を維持してほしい。なお、人口減少の中で、現状維持で良いのかという県民の声もあると思われるので、それに対してしっかりと説明できるよう整理する必要がある。

(3) 選挙区について

- ・各地域の声をしっかり吸い上げるという意味からも、歴史的経緯がある現在の区割りは尊重して良い。
- ・単に人口だけではなく、面積や地形、産業集積の在り方など、様々な要素があるので、1票の格差については、判例の範囲内であれば、柔軟に考えて良い。
- ・選挙区の在り方については、多様な地域の実情を的確に反映できる区割りである必要がある。したがって、選挙区の見直しについては、様々な影響が生じることを踏まえ、慎重に検討する必要がある。
- ・県と市町村の連携を考えると、県議会にも広域化の視点が必要になってくる。
- ・これまでの検討を踏まえ、選挙区は現状維持が良いと考えるが、将来的に検討が必要な時期が来ることも想定されるため、方向性について今から考えていくことは重要。
- ・合区するなどし、選挙区内の議員数が多い方が、より県民の多様な意見を吸い上げることができるのではないか。
- ・人口や面積等のバランスが取れた選挙区でなければ、県民は納得しない。
- ・4ブロックで構成されていることは、本県の確固たる特徴。人口の減少に比例して議員定数を減らすという話にはならないし、ブロックの変更も考えられない。各地域の特色を更に出すためには、ブロックをしっかり守りつつ定数を考えていく必要がある。

(4) 選挙区別定数について

- ・人口だけで考えると、的確に住民の声が反映されないおそれがあるため、判例も踏まえて、地域の声が反映されるような選挙区別定数を目指すべき。
- ・地域の代表者が減ると、県の中で地域の多様性が発揮されず、基礎自治体として実現したい政策に光が当たらず後回しになってしまふ懸念がある。
- ・現在の定数を維持して、選挙区をしっかりと守ることが重要。人口比だけではなく、地域バランスや面積等の要件も含めて、慎重な検討が必要。
- ・1人区を解消して複数人区になった方が、県民の選択肢も増え、反対の意見も出すことができる。
- ・都市部とそれ以外の人口はアンバランスになっており、人口だけで定数を決めるることは問題である。県議会の責任で決定することに異存は無いが、定数を減らせば問題が発生する。ある程度のバランスを取りながら、県民の理解が得られるようにしてほしい。
- ・災害が発生した地域を県全体あるいは国全体でサポートするような視点から選挙区や定数の在り方を検討する余地がある。

選挙区別定数試算表(令和2年国勢調査)

〔試算条件:議員総定数を43人 ※山形市・新庄市・天童市・最上郡にただし書を適用〕

選挙区	市町村	人口(R2.10.1)		(総定数43(議員一人当たりの人口 24,838 人…②))							
		市町村 人口 (①)	選挙区 人口 (①／②)	配当基數 (整数 部分)	議員定数 (整数 部分)	端数切上 順位	人口比例 による 定数 (A)	現在の 定数 (B)	増減 (A-B)	人口比例 による 議員一人 当たりの人口 (①／A)	【ただし書適用】
										定数 (C)	議員一人 当たりの人口 (①／C)
山形市	山形市	247,590	247,590	9.968	9	②	10	9	1	24,759	9 27,510
米沢市	米沢市	81,252	81,252	3.271	3		3	3	0	27,084	3 27,084
鶴岡市	鶴岡市	122,347	122,347	4.926	4	③	5	5	0	24,469	5 24,469
酒田市・ 飽海郡	酒田市	100,273	113,305	4.562	4	⑦	5	5	0	22,661	5 22,661
	遊佐町	13,032									
新庄市	新庄市	34,432	34,432	1.386	1	(11)	1	2	-1	34,432	2 17,216
寒河江市・ 西村山郡	寒河江市	40,189	76,798	3.092	3		3	3	0	25,599	3 25,599
	河北町	17,641									
	西川町	4,956									
	朝日町	6,366									
	大江町	7,646									
上山市	上山市	29,110	29,110	1.172	1		1	1	0	29,110	1 29,110
村山市	村山市	22,516	22,516	0.907	0	⑤	1	1	0	22,516	1 22,516
長井市・ 西置賜郡	長井市	26,543	53,153	2.140	2		2	2	0	26,577	2 26,577
	白鷹町	12,890									
	小国町	7,107									
	飯豊町	6,613									
天童市	天童市	62,140	62,140	2.502	2	⑧	3	2	1	20,713	2 31,070
東根市	東根市	47,682	47,682	1.920	1	④	2	2	0	23,841	2 23,841
尾花沢市・ 北村山郡	尾花沢市	14,971	21,548	0.868	0	⑥	1	1	0	21,548	1 21,548
	大石田町	6,577									
南陽市	南陽市	30,420	30,420	1.225	1		1	1	0	30,420	1 30,420
東村山郡	山辺町	13,725	24,471	0.985	0	①	1	1	0	24,471	1 24,471
	中山町	10,746									
最上郡	金山町	5,071	36,490	1.469	1	(10)	1	2	-1	36,490	2 18,245
	最上町	8,080									
	舟形町	5,007									
	真室川町	7,203									
	大蔵村	3,028									
	鮎川村	3,902									
	戸沢村	4,199									
東置賜郡	高畠町	22,463	37,021	1.491	1	⑨	2	2	0	18,511	2 18,511
	川西町	14,558									
東田川郡	三川町	7,601	27,752	1.117	1		1	1	0	27,752	1 27,752
	庄内町	20,151									

1,068,027 1,068,027 34 9 43 43 0 1,971 43 1,805

【基数計算の方法】

地方議会議員定数配分は、①まず、議員総定数を決め県内人口を議員総定数で割り「議員一人当たりの人口」を算出し、②次に各選挙区の人口を「議員一人当たりの人口」で割り整数部分を確定する。③さらに、議員総定数に達するまで、小数点以下が大きい選挙区から順次繰り上げる。(最大剩余方式)

※いずれの格差も判例や関係法令との整合性が図られている。

選挙区別定数試算表(県推計値(R7.10.1現在))

〔試算条件:議員総定数を43人 ※山形市・新庄市・天童市・最上郡にただし書を適用〕

選挙区	市町村	人口(R7.10.1)		(総定数43(議員一人当たりの人口 23,129 人…②))								【ただし書適用】	
		市町村 人口 (①)	選挙区 人口 (①)／(②)	配当基數 (①)／(②)	議員定数 (整数 部分)	端数切上 順位	人口比例 による 定数 (A)	現在の 定数 (B)	増減 (A-B)	人口比例 による 議員一人 当たりの人口 (①)／(A)	定数 (C)	議員一人 当たりの人口 (①)／(C)	
山形市	山形市	237,800	237,800	10.282	10	(10)	10	9	1	23,780	9	26,422	
米沢市	米沢市	75,689	75,689	3.273	3	(11)	3	3	0	25,230	3	25,230	
鶴岡市	鶴岡市	113,110	113,110	4.890	4	②	5	5	0	22,622	5	22,622	
酒田市・ 飽海郡	酒田市	92,362	遊佐町 11,473	103,835	4.489	4	⑥	5	5	0	20,767	5	20,767
新庄市	新庄市	31,450											
寒河江市・ 西村山郡	寒河江市	38,281		70,802	3.061	3		3	3	0	23,601	3	23,601
	河北町	16,136											
	西川町	4,237											
	朝日町	5,440											
	大江町	6,708											
上山市	上山市	26,568	26,568	1.149	1		1	1	0	26,568	1	26,568	
村山市	村山市	20,164	20,164	0.872	0	③	1	1	0	20,164	1	20,164	
長井市・ 西置賜郡	長井市	24,356	48,005	2.076	2		2	2	0	24,003	2	24,003	
	白鷹町	11,671											
	小国町	6,121											
	飯豊町	5,857											
天童市	天童市	59,917	59,917	2.591	2	⑤	3	2	1	19,972	2	29,959	
東根市	東根市	47,406	47,406	2.050	2		2	2	0	23,703	2	23,703	
尾花沢市・ 北村山郡	尾花沢市	12,721	18,302	0.791	0	④	1	1	0	18,302	1	18,302	
	大石田町	5,581											
南陽市	南陽市	28,225	28,225	1.220	1	(12)	1	1	0	28,225	1	28,225	
東村山郡	山辺町	12,821	22,786	0.985	0	①	1	1	0	22,786	1	22,786	
	中山町	9,965											
最上郡	金山町	4,388	31,608	1.367	1	(8)	1	2	-1	31,608	2	15,804	
	最上町	6,964											
	舟形町	4,420											
	真室川町	6,185											
	大蔵村	2,613											
	鮭川村	3,434											
	戸沢村	3,604											
東置賜郡	高畠町	20,559	33,454	1.446	1	⑦	2	2	0	16,727	2	16,727	
	川西町	12,895											
東田川郡	三川町	7,188	25,416	1.099	1		1	1	0	25,416	1	25,416	
	庄内町	18,228											

994,537 994,537 36 7 43 43 0 1.890 43 1.905

【基数計算の方法】

地方議会議員定数配分は、①まず、議員総定数を決め県内人口を議員総定数で割り「議員一人当たりの人口」を算出し、②次に各選挙区の人口を「議員一人当たりの人口」で割り整数部分を確定する。③さらに、議員総定数に達するまで、小数点以下が大きい選挙区から順次繰り上げる。(最大剩余方式)

※いずれの格差も判例や関係法令との整合性が図られている。

山形県議会定数等検討委員会 委員名簿

	R5. 12. 15～	R6. 3. 19～	R6. 10. 8～	R7. 3. 19～
委員長	田澤伸一 (自由民主党)	田澤伸一 (自由民主党)	田澤伸一 (自由民主党)	船山現人 (自由民主党)
副委員長	石黒覚 (県政クラブ)	石黒覚 (県政クラブ)	青木彰榮 (県政クラブ)	阿部ひとみ (県政クラブ)
委員	梅津庸成 (県政クラブ)	梅津庸成 (県政クラブ)	阿部ひとみ (県政クラブ)	梅津庸成 (県政クラブ)
委員	青木彰榮 (県政クラブ)	青木彰榮 (県政クラブ)	梅津庸成 (県政クラブ)	青木彰榮 (県政クラブ)
委員	渋間佳寿美 (自由民主党)	渋間佳寿美 (自由民主党)	渋間佳寿美 (自由民主党)	梶原宗明 (自由民主党)
委員	矢吹栄修 (自由民主党)	加賀正和 (自由民主党)	加賀正和 (自由民主党)	渋間佳寿美 (自由民主党)
委員	加賀正和 (自由民主党)	森谷仙一郎 (自由民主党)	森谷仙一郎 (自由民主党)	加賀正和 (自由民主党)
委員	伊藤重成 (自由民主党)	伊藤重成 (自由民主党)	伊藤重成 (自由民主党)	森谷仙一郎 (自由民主党)
委員	船山現人 (自由民主党)	船山現人 (自由民主党)	船山現人 (自由民主党)	伊藤重成 (自由民主党)

※正副委員長以外は議席番号順

資 料

令和7年12月15日
山形県警察本部

警察職員に対する懲戒処分について

1 被処分者

警察署 巡査部長 60歳代 男性

2 処分月日及び処分内容

令和7年12月12日 免職

3 処分の理由

被処分者は、駐在所で警察官と同居して警察事務の処理に協力する家族に支給される家族協力報償金について、令和6年10月分から令和7年5月分までの計56万8,000円を不正に受給し、令和7年6月頃、駐在所の防犯カメラ用のハードディスクドライブ1台及びパトカーのドライブレコーダー用のマイクロSDカード1枚を投棄したもの。

4 再発防止対策

本事案の発生を踏まえ、本部長通達を発出するなどし、幹部職員等による駐在所の業務管理、巡回活動及び身上指導監督の強化を指示するとともに、駐在所における家族協力について、職員の家族を含めた指導を徹底する。

今後、職員に対する一層の業務管理、職務倫理の指導、監察等をきめ細かに行い、警察職員に求められる高い倫理観と規範意識を醸成して再発防止を図る。